

国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター規程

〔平成4年4月10日〕
制 定

改正 平成5年8月19日 平成7年7月21日
平成12年4月12日 平成14年10月23日
平成16年2月25日規則第6号 平成21年4月7日規則第115号
平成24年11月27日規則第126号 平成31年2月26日規則第18号
令和4年3月22日規則第22号 令和4年11月16日規則第76号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、留学生日本語教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学の国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等（以下「国費外国人留学生等」という。）に対し、学部及び大学院の入学前予備教育等を行う。

(業務)

第2条の2 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国費外国人留学生等に対する日本語、日本事情、人文・社会科学、自然科学及びその他必要とされる分野に関する教育を行うこと。
- (2) 国費外国人留学生等に対する修学・研究及び生活上の指導助言を行うこと。
- (3) 教材・教授法の研究開発及び普及を通して日本語教育の推進を図ること。

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置き、大学院国際日本学研究院副研究長のうちの1名をもって充てる

2 センター長は、センターの管理及び運営を掌理する。

(副センター長)

第4条 センターに副センター長を置き、大学院国際日本学研究院の専任教員をもって充てる。

2 副センター長は、第5条に規定するセンター教員の中から、センター長が指名する。

3 副センター長は1名とし、センター長の命を受け、センター長の業務を補佐する。

4 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター教員)

第5条 センター教員は、大学院国際日本学研究院の専任教員をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、必要があると認めるときは、大学院国際日本学研究院長が指名する者を置くことができる。

3 センター教員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 センターに、第2条の2に掲げる業務の円滑な遂行を図るため、運営委員会（以

下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- (1) 管理及び運営に関する重要事項
- (2) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) その他センターに関する重要事項
(委員会の組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学長が指名する理事又は副学長
- (4) 大学院国際日本学研究院長
- (5) 国際日本学部長
- (6) 学務部長
- (7) 留学生課長
- (8) センター教員の中からセンター長が指名した者3名
- (9) その他センター長が必要と認めた者
(委員の任期)

第8条 前条第8号及び第9号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の運営)

第9条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、第6条第2項第2号に規定する事項については、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(予備教育等教育会議)

第11条 センターに、以下に関する事項を協議するため、予備教育等教育会議(以下「教育会議」という。)を置く。

- (1) 国費外国人留学生等の学部及び大学院の入学前予備教育に係る入学及び課程の修了に関すること
- (2) 前項に掲げるもののほか、センターの教育に関する重要事項で教育会議の意見を聴くことが必要なものとしてセンター長が定めるもの

2 教育会議は、センター教員をもって組織する。

3 教育会議は、センター長が主宰する。

4 教育会議には、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 教育会議に専門の事項を審議するための作業部会を置くことができる。

(学生定員、教育課程等)

第12条 センターの学生定員、教育課程等は、別に定める。

(宿泊施設)

第13条 センターの国費外国人留学生等の宿泊施設は、国際交流会館とする。

(庶務)

第14条 センターに関する庶務は、学務部留学生課において処理する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月10日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に指名された第9条第6号及び第7号の委員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。
- 3 東京外国語大学外国語学部附属日本語学校校則（昭和45年4月1日制定）及び東京外国語大学留学生教育教材開発センター規程（昭和61年4月16日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成5年8月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年7月21日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月12日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 東京外国語大学留学生日本語教育センター長補佐の任期について（申合せ）（平成4年12月16日運営委員会決定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年10月23日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学留学生日本語教育センター運営委員会規程（平成12年4月12日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年11月27日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター規程の規定は、平成24年7月31日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター将来計画検討委員会規程（平成4年10月1日制定）、国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター一点検・評価委員会規程（平成11年6月10日制定）、国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター学生委員会規程（平成15年12月4日制定）、国立大学法人東京外国

語大学留学生日本語教育センター副センター長に関する規程（平成 16 年 2 月 25 日制定）及び国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター人事委員会規程（平成 4 年 11 月 18 日制定）は、廃止する。

- 3 この規程の施行後、最初に任命される留学生日本語教育センター副センター長は、この規定に基づき選考されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター教育関係共同利用拠点運営委員会規程（平成 24 年 11 月 8 日制定）は、廃止する。
- 3 国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター毒物及び劇物取扱要領（平成 11 年 9 月 16 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 1 月 1 6 日から施行する。